

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会
正規職員再任用規程

(目的)

第1条 この規程は、正規職員就業規則第18条に定める定年により退職した者を、同規則第16条第5項第1号の規定に基づき再度正規職員として雇用する（以下「再任用」という。）ために必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 再任用の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 正規職員を定年により退職し、退職後の期間が5年を超えない者

(2) 社会福祉に関する高度の知識経験を必要とする業務を行うことができる者

2 前項第1号の定めに関わらず、定年以外の事由により退職した者であっても、会長が特に認める場合は対象者としてすることができる。

(雇用期間)

第3条 再任用により雇用された職員の雇用期間は、1年以内の期間とする。

2 職員の勤務実績が良好で、当該職員の同意を得た場合は、雇用期間を1年以内の期間において更新することができる。

3 前項に規定する更新の上限を満年齢68歳とし、その到達日以降における最初の3月31日をもって退職とする。

(再任用職員の勤務条件等)

第4条 再任用職員の処遇は、正規職員就業規則および短時間正規職員就業規則によるものとし、その配置は、担当させる職務に応じて決定する。

2 再任用職員の給与は正規職員給与規程の定めるところによるものとする。ただし、再任用職員は正規職員給与規程第5条の規定に関わらず、昇給しないものとする。

3 再任用職員の基本給は次に掲げる区分のとおりとする。ただし、退職前の基本給を勘案し会長が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 本会正規職員としての勤続年数が10年未満の者 2級 1号給

(2) 本会正規職員としての勤続年数が10年以上の者 2級16号給

4 再任用職員が退職した場合に支給される退職手当は、本会退職手当規程の定めるところによる。

(再任用の手続き)

第5条 再任用を希望する者は、正規職員再任用申出書（様式第1号）を会長へ提出するものとする。

(再任用の決定)

第6条 会長は、前条の申出書が提出されたときは、次に掲げる事項を総合的に勘案して選考し、正規職員再任用決定通知書（様式第2号）により決定するものとする。

(1) 退職前3年間の勤務実績

(2) 知識経験、技能等の保持状況

(3) 健康状態

(4) 勤務意欲、職に対する適性等

(5) 職員の配置状況

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。